様式第七（第三十三条関係）（平26農水環省令２・追加、令元農水環省令４・一部改正）

（表）

第　　号

この証明書を携帯する者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第26条に規定する権限を行う特定外来生物被害防止取締官である。

写　真

官職及び氏名

生年月日

年　月　日発行

主　務　大　臣　　印

（裏）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜すい

（取締りに従事する職員）

第26条　主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第９条の３第１項、第10条第１項若しくは第２項又は第24条の２第１項若しくは第２項に規定する権限の一部を行わせることができる。

２　前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員（次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　（略）

第35条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　第10条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第10条第２項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三　第24条の２第１項の規定による立入検査若しくは集種を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。